

第 20220526-0031109 号

株式会社 エピオス

様

検 体 種 類 1

採 取 場 所 オオバヤシシカイイン

受 付 番 号 003-1109

採 取 日 '22 年 5 月 25 日

採取時間 時 分

受 付 日 '22 年 5 月 26 日

検 査 日 '22 年 5 月 26 日 ~ '22 年 6 月 1 日

報 告 日 '22 年 6 月 2 日

検 査 項 目	測定結果	単位	基 準 値	検 査 項 目	測定結果	単位	基 準 値
一 般 細 菌	0	個/mL	100以下(注1)	ホルムアルデヒド	-----	mg/L	0.08以下
大 腸 菌	-----	個/mL	検出されないこと	亜鉛及びその化合物	-----	mg/L	1.0以下
カドミウム及びその化合物	-----	mg/L	0.003以下	アルミニウム及びその化合物	-----	mg/L	0.2以下
水銀及びその化合物	-----	mg/L	0.0005以下	鉄及びその化合物	-----	mg/L	0.3以下
セレン及びその化合物	-----	mg/L	0.01以下	銅及びその化合物	-----	mg/L	1.0以下
鉛及びその化合物	-----	mg/L	0.01以下	ナトリウム及びその化合物	-----	mg/L	200以下
ヒ素及びその化合物	-----	mg/L	0.01以下	マンガン及びその化合物	-----	mg/L	0.05以下
六価クロム化合物	-----	mg/L	0.02以下	塩化物イオン	-----	mg/L	200以下
亜硝酸態窒素	-----	mg/L	0.04以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-----	mg/L	300以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	-----	mg/L	0.01以下	蒸発残留物	-----	mg/L	500以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-----	mg/L	10以下	陰イオン界面活性剤	-----	mg/L	0.2以下
フッ素及びその化合物	-----	mg/L	0.8以下	ジェオスミン	-----	mg/L	0.0001以下
ハウ素及びその化合物	-----	mg/L	1.0以下	2-メチルイソボルネオール	-----	mg/L	0.0001以下
四塩化炭素	-----	mg/L	0.002以下	非イオン界面活性剤	-----	mg/L	0.02以下
1,4-ジオキサン	-----	mg/L	0.05以下	フェノール類	-----	mg/L	0.005以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	-----	mg/L	0.04以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	-----	mg/L	3以下
ジクロロメタン	-----	mg/L	0.02以下	pH 値	-----		5.8以上8.6以下
テトラクロロエチレン	-----	mg/L	0.01以下	pH 測定時の水温	-----	℃	
トリクロロエチレン	-----	mg/L	0.01以下	味	-----		異常でないこと
ベンゼン	-----	mg/L	0.01以下	臭 気	-----		異常でないこと
塩 素 酸	-----	mg/L	0.6以下	色 度	-----	度	5以下
ク ロ ロ 酢 酸	-----	mg/L	0.02以下	濁 度	-----	度	2以下(注3)
ク ロ ロ ホ ル ム	-----	mg/L	0.06以下	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	-----	mg/L	(注4)
ジ ク ロ ロ 酢 酸	-----	mg/L	0.03以下	大腸菌群(浴槽水)	-----	個/mL	1以下
ジブロモクロロメタン	-----	mg/L	0.1以下	大腸菌群(プール水、原水、原湯、上がり用湯、 上がり用水、食品衛生法飲料水)	-----		検出されないこと
臭 素 酸	-----	mg/L	0.01以下	残 留 塩 素	-----	mg/L	
総トリハロメタン	-----	mg/L	0.1以下(注2)	有 機 リ ン	-----	mg/L	0.1以下
トリクロロ酢酸	-----	mg/L	0.03以下	大腸菌 - 原湯等	-----		検出されないこと
ブロモジクロロメタン	-----	mg/L	0.03以下	大腸菌 - 原湯等(海水含)	-----		検出されないこと
ブ ロ モ ホ ル ム	-----	mg/L	0.09以下		-----		

※感度未満：定量下限値未満、定量下限値及び食品衛生法基準値は裏面をご参照ください

(注1)：プール水200以下、浴槽水設定無し

(注2)：プール水0.2以下

(注3)：浴槽水5以下

(注4)：プール水12以下、原水・原湯・上がり用湯・上がり用水10以下、浴槽水25以下

判 定	上記の水質検査項目の結果は、水道法の水質基準に〔 適合 〕です。
基 準 値	水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)による
検 査 方 法	水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)による
備 考	

建築物飲料水水質検査業 川越市30水第969号

厚生労働大臣登録機関 第184号



株式会社

ビー・エム・エル



〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1

TEL. 049-232-3131 FAX. 049-232-3132

水質検査部門管理者

BML検査本部長

奈良部

安

